

石狩市企業立地促進条例素案の概要

昭和59年制定以来20年あまり経過し、企業ニーズとの乖離が生まれ、インセンティブとしての効果が低下していた「石狩市工場等立地促進条例」を廃止し、新たに「石狩市企業立地促進条例」を制定します。

1. 新設条例の基本的な考え方

(1) 企業ニーズへの迅速な対応と資源の集中

- 企業が行政に求める助成内容を把握し、新条例に反映します。
- 本市の厳しい財政状況にあって、資源を集中し、効果の高い助成を行います。

(2) 新規企業を石狩湾新港地域へ誘導

- 企業活動の基盤が整い、職住分離型開発により市民生活への影響度が少ない石狩湾新港地域に、新規立地企業を誘致します。

2. 新設条例の主な内容

(1) 固定資産税及び都市計画税の課税免除

- これまでの条例では、固定資産税相当分の補助金を交付していました。しかし、企業は即効性及び事務手続きの簡素化を理由に税制優遇を求めていることから、助成内容は課税免除にします。
- 免除する税目は土地を除く固定資産税及び都市計画税とし、免除期間は2年間とします。

(2) 対象は石狩湾新港地域へ立地する一定規模の新設事業所

- 対象は、業種をあらかじめ設定し、新港地域に**新規立地する企業とします。**
- 雇用が5人以上であることを条件とします。
- 土地を除く固定資産評価額5,000万円以上の設備とします。

(3) 重点誘致対策業種を位置づけ、土地への課税額も免除

- 企業進出による大きな波及効果が期待できる業種を設定し、対象企業には土地に関する課税も免除します。

(4) 「増設」・「雇用」・「緑化」に対する助成見直し

- 増設への助成は、新設への助成に比べ助成効果が低いことから廃止します。
- 雇用に対する助成は、新条例における対象要件を「5人以上の新規雇用を行なった者」に限定し間接的な雇用拡大を図ることから、廃止します。
- 緑化に対する助成は、利用実績がほとんど無く、企業誘致のインセンティブとしての効果が少ないと考え、廃止します。

3. 改正条例の施行時期と経過措置

- 平成17年4月施行とします。ただし、これまで誘致交渉を続けてきている企業との信頼関係を損なわないため、1年間の経過措置を設けます。